

新潟県文化活動推進事業補助金交付要綱

令和5年3月22日 文第1928号制 定

令和6年3月22日 文第1628号一部改正

令和 年 月 日 文第 号一部改正

(目的)

第1条 知事は、県民の文化への関心を高め、文化活動の活発な展開と個性豊かな県民文化の振興及び交流人口の拡大や地域の活性化に資するため、市町村、文化団体等が行う自主的な文化活動に係る取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象となる文化活動の範囲及び補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる文化活動の範囲は次のとおりとする。

- (1) 芸術（文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊等）
- (2) メディア芸術（映画、漫画、アニメーション、ゲーム等）
- (3) 伝統芸能（雅楽、能楽、歌舞伎等）
- (4) 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）
- (5) 生活文化（茶道、華道、書道、盆栽、衣食住に係る生活様式等）
- (6) 国民娯楽（囲碁、将棋等）
- (7) 出版物等（出版物及びレコード等）
- (8) 文化財等（有形及び無形の文化財並びにその保存技術）
- (9) 地域における文化芸術（地域固有の伝統芸能、民俗芸能、伝統工芸）

2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種別は次のとおりとする。

- (1) 県民文化活動推進事業（通常枠）

県内で行う自主企画による文化事業で、県民の文化に対する関心を高め、日常の文化活動を活発にすることに寄与する取組であり、別表1の補助要件（通常枠）を満たす事業

- (2) 県民文化活動推進事業（次世代育成枠）

県内で行う文化事業で、次世代を担う若手（概ね40歳未満）や子どもたちの育成を図り、地域文化の保存・継承、活用にあ資する取組であり、別表1の補助要件（次世代育成枠）を満たす事業

- (3) 国民文化祭参加事業

全国規模の催しである国民文化祭に参加し、公演等を行い、文化の発信と交流を図る事業

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 専ら出版物、電子的記録物及びインターネット等により発表・公開するもの
- (2) 営利、チャリティーを主たる目的とするもの
- (3) 学芸会及び発表会などで特定の者のために実施されるもの（ただし、県民文化活動推進事業（次世代育成枠）にあつては次世代育成の趣旨に基づき、本補助金の目的に沿うものを除く。）
- (4) 第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権その他の権利を侵害するもの
- (5) 国又は都道府県の主催又は共催するもの（ただし、国又は都道府県が他の団体と主催又は共催するものであつて、かつ財政支出を伴わないものを除く。）
- (6) 寄附や勧誘を主な目的とするもの
- (7) 政治活動又は宗教活動に関係するもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるもの

（補助対象者）

第3条 補助対象者は次のとおりとする。

(1) 県民文化活動推進事業（通常枠）

新潟県内の地方公共団体及び新潟県内に活動の本拠を有する文化団体又は各種団体若しくは文化事業を実施するために組織された実行委員会等とする。ただし、地方公共団体及び公益法人以外の団体にあつては、次に掲げる要件を満たすものを補助対象者とする。

ア 規約等を有するとともに、代表者、所在地及び会計処理が明確であること。

イ 一定の活動実績があること。ただし、発足して間もない団体等については、今後の活動計画が定まっていること。

(2) 県民文化活動推進事業（次世代育成枠）

新潟県内の地方公共団体、及び新潟県内に活動の本拠を有し県内広域で活動する文化団体又は各種団体、若しくは個人、文化事業を実施するために組織された実行委員会等とする。ただし、地方公共団体、公益法人以外の団体及び個人にあつては、次に掲げる要件を満たすものを補助対象者とする。

ア 団体

(ア) 規約等を有するとともに、代表者、所在地及び会計処理が明確であること。

(イ) 一定の活動実績があること。ただし、発足して間もない団体については、今後の活動計画が定まっていること。

イ 個人 一定の活動実績があり、今後の活動計画が定まっていること。

(3) 国民文化祭参加事業

文化庁が国民文化祭への参加を決定した県内の団体等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (8) 営利を目的とする団体
- (9) 学校のサークル団体
- (10) 政治団体又は宗教団体
- (11) 構成員の大半が、その団体の活動分野を主な職業としている団体

（補助対象経費、補助率、補助限度額及び申請制限等）

第4条 補助事業の補助対象経費、補助率、補助限度額及び申請制限等は、県民文化活動推進事業（通常枠）及び県民文化活動推進事業（次世代育成枠）にあつては別表2、国民文化祭参加事業にあつては別表3のとおりとする。ただし、補助対象経費については、補助事業を実施するために直接要する経費と認められるものとし、次の各号に掲げる経費は交付の対象としない。

- (1) 補助対象年度と異なる会計年度に属する経費
ただし、前年度に補助対象年度の事業に係る会場を予約し、施設の規定により使用料を前払いした場合は除く。
- (2) 同一の経費について、国及び地方公共団体等から補助金等の交付を受けているもの
- (3) 販売目的の物品等又はその原材料の購入費
- (4) 本補助金の目的に照らして、交付対象とすることが妥当でないと認められるもの

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（県民文化活動推進事業（通常枠）にあつては別記様式第1号の1、県民文化活動推進事業（次世代育成枠）にあつては別記様式第1号の2、国民文化祭参加事業にあつては別記様式第1号の3）に同様式で定める書類を添付して、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を提出するに当たり、補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）（以下、「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付）

第 6 条 知事は、第 5 条により提出された交付申請書を審査の上、予算の範囲内において補助金の交付又は不交付を決定し、交付（不交付）決定通知書（別記様式第 5 号）により補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）に通知する。

（補助金の交付の条件）

第 7 条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費を変更（事業費の 20%に相当する額を超えない軽微な変更である場合又は事業費の 20%に相当する額を超える変更であっても補助金の額に影響しない場合を除く。）する場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を 5 年間保管しておかなければならないこと。
- (5) 補助事業に係る経費は、他の経理と明確に区別して行わなければならないこと。

（事業変更の承認申請）

第 8 条 第 7 条第 1 号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書（別記様式第 6 号）に同様式で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第 9 条 第 7 条第 2 号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第 7 号）に同様式で定める書類を添付して、その原因となる事実発生後速やかに、知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第 10 条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知

を受理した日から起算して15日以内に、交付申請取下げ書（別記様式第8号）により申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定以外に補助事業者の都合により申請を取り下げるときは、同様式により申請を取り下げることができる。

（交付決定の取消し）

第11条 知事は、申請に虚偽その他不正があったことが判明したときは、第6条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消し、通知するものとする。

- 2 前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金の支払いを完了しているときは、その者に対して、当該取消しに係る補助金の額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別に定める期日までに、実績報告書兼請求書（県民文化活動推進事業（通常枠）にあつては別記様式第9号の1、県民文化活動推進事業（次世代育成枠）にあつては別記様式第9号の2、国民文化祭参加事業にあつては別記様式第9号の3）に同様式で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

（額の確定）

第13条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書兼請求書を審査の上、これを正当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（別記様式第12号）により補助事業者に通知するとともに、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払い）

第14条 補助事業者が補助金の概算払請求書（別記様式第13号）を提出し、知事が必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、交付決定額の一部又は全部について概算払いの額を決定し、補助金の概算払決定通知書（別記様式第14号）により当該補助事業者に通知し、支払うことができる。

（補助金の返還）

第15条 知事は、第13条の補助金の額を確定した場合において、前条の規定により、すでにその額をこえる補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 第5条第2項ただし書きに該当する補助金の交付を受けた補助事業者は、第12条

の実績報告書兼請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書（別記様式第15号）を速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けた場合において、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から適用する。

別表 1

補助要件 (通常枠)	<ul style="list-style-type: none">・一般県民に開かれた取組により、効果が広く波及する事業であること・地域の文化振興に資する事業であること・継続的に実施又は活動する予定があること
---------------	---

補助要件 (次世代育成枠)	<ul style="list-style-type: none">・次世代を担う若手（概ね 40 歳未満）や子どもたちの育成を図る事業であること・地域文化の保存・継承、活用に資する取組であること・3～5カ年の事業計画が策定されていること
------------------	---

別表 2

	項 目	内 訳	
補助対象経費	謝金	講師、出演者、専門的知識又は技術を有する者への謝金 (本補助金申請団体の構成員に対するものは対象外)	
	賃金	本事業の業務・事務を補助するために臨時的に雇用した者 (アルバイト等) の賃金	
	旅費	講師等の旅費、事業実施に必要な職員等の旅費 (旅行内容が確認できるもの)	
	使用料 及び 賃借料	会場及び機材借上料、什器、備品等のレンタル・リース料 等	
	設営費	舞台装置等(電気、看板、装飾、音響等)に係る工事費及び 機材等のレンタル料、会場装飾等の経費 等	
	広告 宣伝費	チラシ等の作成費、印刷製本費 等	
	通信 運搬費	チラシ等の郵便代、運送代 (業者による運搬のみ。電話料等の通信費は対象外)	
	需用費	事業実施に必要な物品等の購入費 (飲食費、販売目的の物品等及び他の用途に転用可能な汎用的 財産の取得費を除く。)	
	委託費	会場設営委託、イベントの企画・運営費、警備費、ウェブサ イトの作成・改修、動画コンテンツの制作、広告宣伝委託、 チラシ等の作成委託費 等	
	その他 必要と認 める経費	ボランティア保険、イベント保険 等	
補助率	通常枠	補助対象経費の 1 / 3 以内 (※)	
	次世代育成枠	補助対象経費の 1 / 2 以内 (※)	
補助限度額	通常枠	10 万円以上 100 万円以下 (千円未満切捨)	
	次世代育成枠	団体	200 万円以下 (千円未満切捨)
		個人	20 万円以下 (千円未満切捨)
申請制限	通常枠	県民文化活動推進事業(通常枠)は、同一団体が連続 3 回交付を受けたら、翌年度から 3 年間は申請できないも のとする。	
	次世代育成枠	県民文化活動推進事業(次世代育成枠)は、同一団体(個 人)が連続 5 回交付を受けたら、翌年度から 5 年間は申 請できないものとする。	

(※) 補助対象経費から入場料等の収入を控除した額を上限とする。

別表 3

補助対象経費	旅費（交通費のうち旅行内容が確認できるもの）	
補助金額	以下の区域に応じた定額。ただし、申請人数は 20 人を上限とし、1 人当たりの実際の旅費が補助金額を下回る場合は実費相当額とする（千円未満切捨）。	
	区域 1	1 人当たり 5,000 円
	区域 2	1 人当たり 10,000 円
	区域 3	1 人当たり 15,000 円

・区域 1（隣県）

地域区分	県 名
	山形県、福島県、群馬県、長野県、富山県

・区域 2（近県）

地域区分	県 名
東北	青森県、秋田県、岩手県、宮城県
北陸	石川県、福井県
関東	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

・区域 3（遠県）

地域区分	県 名
北海道	北海道
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	沖縄県